

健康保険組合  
国家公務員共済組合  
地方公務員共済組合  
日本私立学校振興・共済事業団  
全国土木建築国民健康保険組合

} 御中

厚生労働省保険局保険課長  
( 公 印 省 略 )

後期高齢者支援金の加算・減算制度における総合評価指標の見直しについて

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて」（令和 6 年 1 月 24 日保発 0124 第 5 号厚生労働省保険局長通知）においてお示ししたとおり、本年 12 月 2 日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することが決定されたことを受け、マイナ保険証の利用促進に向けた取組の一環として、第 4 期後期高齢者支援金の加算・減算制度（2024 年度支援金）における総合評価指標の大項目 3 にマイナ保険証利用率に関する項目を下記のとおり追加いたしますので、各保険者にて利用率の向上に積極的にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。なお、本項目はマイナ保険証利用率が基準値を上回った場合に加点対象とするものであり、基準値以下の場合に減点対象とするものではありません。

各保険者におかれましては、内容について十分に御了知の上、引き続き保険者機能の推進にお取り組みいただきますようお願い申し上げます。

記

総合評価指標《大項目 3》予防・健康づくりの体制整備 小項目④

○項目名 : マイナ保険証の利用促進

○指標の定義・内容 :

月間のマイナ保険証利用率（マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数 / 各保険者で受け付けたレセプト枚数（外来レセのみ））が令和 6 年 11 月時点で基準値（※）を達成すること（未達成の場合は 0 点）

（※）マイナ保険証利用率の基準値：50%

○配点（整数値に四捨五入し、10 点上限）：

$5 + (\text{マイナ保険証利用率} - \text{マイナ保険証利用率の基準値}) / (100\% - \text{マイナ保険証利用率の基準値}) \times 5$

以上

# 総合評価指標《大項目3》 予防・健康づくりの体制整備

- 保険者によるマイナンバーカードの健康保険証利用促進の取組として、総合評価指標大項目3にマイナ保険証利用率の項目を追加する。
  - ※ 2024年度の実績を2025年度に評価する。
  - ※ 減算対象となるための加点項目であり、重点項目や必須項目とはしない。

小項目	指標名	指標の定義・内容	確認方法	重点項目	必須項目	配点
①	PHRの体制整備	以下の3つの取組を全て実施していること a. 特定健診結果の閲覧用ファイルを月次で報告 b. 40歳未満の事業主健診データの事業主への提供依頼 c. 事業主を通じた情報発信や医療費通知の発送時等に、マイナンバーカードの健康保険証利用に係るメリットや初回登録の手順について周知・広報	保険者申告	○	○	5
②	コラボヘルスの体制整備	以下の4つの取組を全て実施していること a. 健康スコアリングレポート等を用いた事業主の経営者との健康課題の共有 b. 事業主と連携したDH計画や健康宣言の策定 c. 健康課題解決に向けた事業主と共同での（もしくは、役割分担を明確化し連携を行う）事業の実施 d. 就業時間中に特定保健指導が受けられるよう事業主による配慮がなされていること	保険者申告	○	○	5
③	退職後の健康管理の働きかけ	以下の2つの取組を全て実施していること a. 事業主の実施する退職者セミナー等で保険者が退職後の健康管理に関する情報提供を実施していること b. 自治体の実施する保健事業の周知をする等、国保・後期に被保険者をバトンタッチするための保健事業の周知協力の取組を実施していること	保険者申告	—	—	4
④	マイナ保険証の利用促進	月間のマイナ保険証利用率（マイナ保険証によるオンライン資格確認の利用人数／各保険者で受け付けたレセプト枚数（外来レセのみ））が令和6年11月時点で基準値 <sup>(※)</sup> を達成すること（未達成の場合は0点） (※)マイナ保険証利用率の基準値：50% 【配点（整数値に四捨五入し、10点上限）】 5 + (マイナ保険証利用率 - マイナ保険証利用率の基準値) / (100% - マイナ保険証利用率の基準値) × 5	実施機関集計	—	—	5~10